

伊万里市男女協働参画を推進する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第9条）

第2章 男女協働参画の推進を阻害する行為の禁止等（第10条・第11条）

第3章 男女協働参画の推進に関する基本的施策（第12条－第19条）

第4章 意見及び相談の申出（第20条・第21条）

第5章 伊万里市男女協働参画審議会（第22条－第25条）

第6章 雑則（第26条）

附則

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、国際的協調の下に女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を批准し、男女共同参画社会基本法を制定するなど、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が進められてきました。

伊万里市においても、平成10年に女性行動計画（あなたとわたしのきらめきプラン）を策定し、平成13年には男女共同参画都市を宣言するなど、性別にかかわらず誰もが生き生きと暮らせるまちを目指し、様々な取組を進めてきましたが、今なお性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣習等が根強く残っており、さらなる継続的な取組が必要です。

こうした状況を踏まえ、伊万里市では、男女がそれぞれの個性と能力を発揮し、相互に補完し合いながら対等の立場で協力していくこと、市民と行政との協働により地域社会をつくり上げていくことへの思いを込めて「男女協働参画」を掲げ、一人一人が自立し、社会のあらゆる分野に平等に参画し責任を分かち合う社会、そして、互いの違いや多様な生き方を認め尊重する社会を実現し、次代を担う子どもたちに引き継ぐため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女協働参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、男女協働参画の推進に関する基本的施策等を定めることにより、男女協働参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女協働参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女協働参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を發揮し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者及び市内に勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を営む個人、団体又は法人をいう。
- (5) 地域活動団体 市内において地域社会の維持及び形成に資する活動を行う自治会、ボランティア団体、民間非営利組織その他の団体をいう。
- (6) 教育に携わる者 市内において家庭教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者をいう。
- (7) 市民等 市民、事業者、地域活動団体及び教育に携わる者をいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある者又はこれらの関係にあった者に対して行われる身体的、精神的、性的又は経済的暴力をいう。

- (9) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の尊厳を傷つけ、若しくは生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女協働参画の推進は、次に掲げる基本理念に基づき行われなければならない。

- (1) 男女が、性別に起因する差別的な取扱い及び暴力を受けることなく、個人として尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意志と責任により多様な生き方を選択することができること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策及び方針の決定過程に参画する機会が確保され、共に社会的責任を分かち合うこと。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活（以下「家庭生活」という。）における活動と当該活動以外の活動との調和のとれた生活を営むことができること。
- (5) 男女が、妊娠、出産その他の性及び生殖に関し、理解を深め、尊重し合うとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 男女の性別にとどまらず、身体上の性別に違和感がある者及び先天的に身体上の性別が不明瞭である者の人権が尊重され、かつ、配慮されること。
- (7) 男女協働参画の推進に向けた取組が、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女協働参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を定め、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、男女協働参画の推進に当たり、国、他の地方公共団体及び市民等との連携に努めなければならない。

3 市は、男女協働参画の推進に関する施策を実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講じなければならない。

(議会の責務)

第5条 議会は、意思決定機関として、基本理念に基づき、男女協働参画の推進に配慮しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、男女協働参画について理解を深め、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に基づき、男女協働参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女協働参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動において、基本理念に基づき、男女が対等に参画する機会の確保に努めるとともに、その雇用する者が仕事と家庭生活における活動とを両立して行うことができるよう配慮し、男女協働参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女協働参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(地域活動団体の責務)

第8条 地域活動団体は、地域社会において重要な役割を有する存在であることから、その活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、男女が対等に参画できる環境を整備し、男女協働参画の推進に努めなければならない。

2 地域活動団体は、市が実施する男女協働参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第9条 教育に携わる者は、教育が男女協働参画の推進に重要な役割を果たすことから、その教育を行う過程において、基本理念に基づき、教育を行うよう努めな

ければならない。

- 2 教育に携わる者は、市が実施する男女協働参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女協働参画の推進を阻害する行為の禁止等

(権利侵害の禁止)

第10条 市民等は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において直接的であるか間接的であるかを問わず、次に掲げる権利侵害を行ってはならない。

- (1) 性別に起因する差別的な取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因するあらゆる暴力
- (3) セクシュアル・ハラスメント
- (4) 妊娠、出産又は育児を理由とする不利益な取扱い

(公表する情報への配慮)

第11条 市民等は、公表する情報において、基本理念に反する表現その他人権を侵害する性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 男女協働参画の推進に関する基本的施策

(基本計画の策定)

第12条 市長は、男女協働参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女協働参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、基本計画を定め、又は変更するときは、伊万里市男女協働参画審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見が反映されるよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 市長は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市長は、毎年、基本計画の実施状況について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(政策及び方針の決定過程における男女協働参画)

第13条 市は、政策及び方針の決定過程における男女協働参画を積極的に推進するものとする。

2 市は、附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員を選任するに当たっては、積極的改善措置を講じ、男女の比率が一方に偏らないよう努めなければならない。

(調査研究及び情報収集)

第14条 市は、男女協働参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査研究及び情報収集を行うものとする。

(啓発及び広報活動)

第15条 市は、男女協働参画の推進に関する市民等の理解を深めるため、必要な啓発及び広報活動を行うものとする。

(家庭生活における活動と他の活動との調和)

第16条 市は、市民が性別にかかわらず、家庭生活における活動と当該活動以外の活動との調和のとれた生活を営みながら、多様な生き方を選択し、及び実現できるよう必要な環境の整備を行うものとする。

(防災の分野における取組等)

第17条 市は、防災（災害への対応を含む。）に関する施策において、男女協働参画の視点に立った取組を行うとともに、災害の現場において、男女協働参画社会の形成が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の充実)

第18条 市は、家庭、学校、職場、地域その他の社会において、男女協働参画に関する教育及び学習の充実が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民等への支援)

第19条 市は、市民等が行う男女協働参画の推進に関する活動に対して、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

第4章 意見及び相談の申出

(意見の申出)

第20条 市民等は、市が実施する男女協働参画の推進に関する施策又は男女協働参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関して、市長に対し、意見を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、必要に応じ伊万里市男女協働参画審議会の意見を聴いて、適切に処理するものとする。

3 市長は、前項の規定により処理するに当たっては、意見を申し出た者に係る情報の保護に配慮するものとする。

(相談の申出)

第21条 市民等は、性別に起因する差別的な取扱いその他の男女協働参画の推進を阻害する行為に関して、市長に対し、相談を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、前項の措置を講ずるに当たっては、相談を申し出た者に係る情報の保護に配慮するものとする。

第5章 伊万里市男女協働参画審議会

(設置等)

第22条 次に掲げる事項を調査審議するため、伊万里市男女協働参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 第20条第1項の規定による意見の申出に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女協働参画の推進に関する事項

2 審議会は、必要があると認めるときは、男女協働参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第23条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 関係団体の推薦を受けた者
- (2) 男女協働参画に関し識見を有する者
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の構成は、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(任期)

第24条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(規則への委任)

第25条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(補則)

第26条 この条例に定めるもののほか、男女協働参画の推進に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(伊万里市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 伊万里市報酬及び費用弁償条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表いじめ問題対策委員会委員の項の次に次のように加える。

男女協働参画審議会委員 日額 5,220円